

こども医療費助成制度の拡大（高校生年代まで）改正についての

Q&A（よくある質問）

1 改正内容（予定）について

Q1-1 高校生年代まで子ども医療費の助成対象となると聞きましたが、いつからですか？

A1-1 令和 9 年 4 月 1 日以降の診療分から、助成対象となります。

Q1-2 現在、高校 2 年生の子どもがいますが、高校生年代への拡大前に受診した分の医療費も助成対象になりますか？

A1-2 助成対象になりません。

令和 9 年 4 月 1 日以降の受診分のみ対象となります。

Q1-3 小・中学生の医療費助成は何か変わりますか？

A1-3 小・中学生の医療費助成制度については、変更はございません。

Q1-4 ひとり親の医療費助成は何か変わりますか？

A1-4 ひとり親家庭等医療費助成制度については、変更はございません。

2 申請手続きについて

Q2-1 申請するにはどうしたらいいですか？

A2-1 対象年齢（H21.4.2～H24.4.1 生まれ）のお子さまのいる世帯（令和 8 年 9 月 24 日時点）には、令和 8 年 10 月 8 日(木)に申請のご案内をお子さまの住所宛てにお送りします。

なお、基準日以降に新たに対象となる方で申請がお済みでない方に対しては、上記発送日以降随時ご案内をお送りする予定です。

Q2-2 現在、中学校 3 年生の子どもがいて受給者証を持っています。来年 4 月 1 日から高校生（年代）になりますが、手続きは必要でしょうか？

A2-2 申請の手続きが必要です。

Q2-3 (A2-1 に関して)子どもと保護者の住所が異なる場合、申請の案内はどちらに送られますか？

A2-3 原則、お子さまのご住所に送付します。

Q2-4 対象年齢の子がいますが、申請の案内が届きません。

A2-4 対象世帯の抽出時期（令和 8 年 9 月 24 日）等によりご案内をお送りできていない場合もございます。

対象となる方で申請がお済みでない方に対しては、上記発送日以降随時ご案内をお送りする予定ですが、令和 8 年 12 月以降においても届かない場合には、帯広市こども課（0155-65-4160）までお問合せください。

なお、児童福祉法等の規定による施設等入所児童や里親委託されている児童、他医療費助成（ひとり親家庭等・重度心身障害者医療費助成）、生活保護の対象児童は対象外となります。

Q2-5 申請書記載の対象児童について、これまでも助成対象（中学生以下）だったが手続きをしていなかった。この場合、令和 9 年 4 月 1 日より前の資格を付けてもらうことは可能ですか。

A2-5 可能です。

ただし、資格開始日の確認や別途必要書類が発生する場合がございますので、帯広市こども課窓口にてお手続きいただきますようお願いいたします。（ご来庁によるお手続きが難しい場合には、こども課（0155-65-4160）までご連絡ください。）

Q2-6 案内が届き、申請書類を提出したが、手続きの完了の連絡・通知などは来るのでしょうか。

A2-6 申請書類を提出された方については、令和 9 年 3 月下旬の受給者証の発送まで手続き完了に関するご連絡はございません。

なお、上記書類以外に必要書類がある方・記載内容に確認事項がある方に対しては、別途ご連絡をさせていただく場合がございます